（様式１）

職業実践力育成プログラム（ＢＰ）への申請について

令和5年9月22日

<table>
<tr><td>①学校名：</td><td colspan="2">獨協医科大学</td><td>②所在地：</td><td colspan="3">栃木県下都賀郡壬生町大字北小林880☒</td></tr>
<tr><td>③課程名：</td><td colspan="2">看護師特定行為研修
外科術後病棟管理
領域パッケージ</td><td>④正規課程
／履修証明プログラム：</td><td>履修証明プログラム</td><td>⑤開設年月日：</td><td>2019年
10月1日</td></tr>
<tr><td>⑥責任者：</td><td colspan="2">地域共生協創センター長
金子　昌子</td><td>⑦定員：</td><td>2名</td><td>⑧期間：</td><td>1年間</td></tr>
<tr><td>⑨申請する課程の目的・概要：</td><td colspan="6">看護師の専門性をさらに発揮し、少子超高齢社会における国民のニーズに応え、「特定行為に係る看護師の研修制度」創設の趣旨を鑑み、在宅医療等の推進に向けて看護師の役割をさらに発揮できるように本制度を推進することとした。本学における特定行為研修の目的は、在宅医療及び高度急性期医療等の現場において、医療安全に配慮しつつ、特定行為に必要な専門的な知識および技術を教育し、チーム医療の中心的な存在となり、社会に貢献できる有能な看護師を育成することである。そのため、外科の術後管理において、経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整など、頻繁に行われる一連の医行為を、いわゆる包括的指示により担うことが可能な看護師を特定行為研修のパッケージを活用して養成することで、看護の質向上及びチーム医療を推進する能力を修得する。</td></tr>
<tr><td>⑩４テーマへの該当の有無</td><td colspan="2"></td><td>⑪履修資格：</td><td colspan="3">・学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者
・看護師免許取得後、通算5年以上の実務経験を有する者
・施設長の推薦を有する者</td></tr>
<tr><td>⑫対象とする職業の種類：</td><td colspan="6">看護師</td></tr>
<tr><td>⑬身に付けることのできる能力：</td><td colspan="3">（身に付けられる知識、技術、技能）
・呼吸管理（気道管理含む）に関する知識、技術、技能
・循環動態・疼痛・栄養・代謝管理に関する知識、技術、技能
・疼痛管理に関する知識、技術、技能
・感染管理に関する知識、技術、技能
・ドレーン管理・抜去に関する知識、技術、技能
・CV抜去・PICC挿入に関する知識、技術、技能
・創部管理（洗浄・抜糸・抜鈎）に関する知識、技術、技能</td><td colspan="3">（得られる能力）
・呼吸管理（気道管理含む）できる能力
・循環動態・疼痛・栄養・代謝管理できる能力
・疼痛管理できる能力
・感染管理できる能力
・ドレーン管理・抜去できる能力
・CV抜去・PICC挿入できる能力
・創部管理（洗浄・抜糸・抜鈎）できる能力</td></tr>
</table>

⑭教育課程：	・共通科目として、臨床病態生理学、臨床推論、フィジカルアセスメント、臨床薬理学、疾病・臨床病態概論、医療安全学/特定行為実践の基礎知識をe-learning・演習・OSCEで（250時間）修得する。 ・特定行為として、経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整に関する知識・技術をe-learning（9時間）により修得する。知識・技術の修得後、OSCEによる演習（1時間）・実習（5症例以上）を実施し、技能を修得する。 特定行為としては、以下の内容を学修する。 ・侵襲的陽圧換気・非侵襲的陽圧換気の設定の変更に関する知識・技術をe-learning（13時間）により修得する。知識・技術の修得後、面接による演習（4時間）・実習（5症例以上）を実施し、技能を修得する。 ・気管カニューレの交換に関する知識・技術をe-learning（8時間）により修得する。知識・技術の修得後、面接によるOSCE（1時間）・実習（5症例以上）を実施し、技能を修得する。 ・低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更、胸腔ドレーンの抜去に関する知識・技術をe-learning（12時間）により修得する。知識・技術の修得後、面接による演習（1時間）・実習（5症例以上）を実施し、技能を修得する。 ・腹腔ドレーンの抜去 （腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む）に関する知識・技術をe-learning（8時間）により修得する。知識・技術の修得後、実習（5症例以上）を実施し、技能を修得する。 ・中心静脈カテーテルの抜去に関する知識・技術をe-learning（7時間）により修得する。知識・技術の修得後、実習（5症例以上）を実施し、技能を修得する。 ・末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入に関する知識・技術をe-learning（8時間）により修得する。知識・技術の修得後、面接によるOSCE（1時間）・実習（5症例以上）を実施し、技能を修得する。 ・創部ドレーンの抜去に関する知識・技術をe-learning（5時間）により修得する。知識・技術の修得後、実習（5症例以上）を実施し、技能を修得する。

⑮修了要件（修了授業時数等）：	共通科目（250時間）のe-learningをすべて履修し、筆記試験に合格する。区分別科目（131.5時間）のe-learningをすべて履修し、筆記試験及び観察評価に合格する。修了授業時数である381.5時間の修了要件を満たしたのち、実習において、5症例以上を実践し、医師による観察評価において合格する。
⑯修了時に付与される学位・資格等：	特定行為研修を修了した看護師として、修了証（履修証明書）が付与される。

⑰総授業時数：	381.5時間	⑱要件該当授業時数：	381.5時間	該当要件	双方向実務家実地	⑲要件該当授業時数／総授業時数：	100%

⑳成績評価の方法：	以下の項目を、総合的に判断する。 ・講義：e-learningの受講及び講義確認テスト ・OSCE：ペーパーシミュレーションによる実技試験の観察評価 ・試験：e-learning上もしくは集合で修了試験を実施 ・実習：5症例以上の実践と、医師による観察評価
㉑自己点検・評価の方法：	学校教育法第109条 第1項に定める評価を実施する。「看護師特定行為研修管理委員会」において本プログラムの成果や評価を行う。また、当該検証･評価結果についてはウェブサイトにおいて公表する。
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法：	修了者に対し、アンケートを実施し、その結果を、当教育課程の会議において集計･検討する。さらに、看護師特定行為研修管理委員会において効果を検証する。
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み：	（教育課程の編成） 当教育機関の内部委員と関連する分野の外部委員により構成される看護師特定行為研修管理委員会において、受講者の修了承認に関する審議や教育課程の自己点検･評価の課程で、受講者の履修状況やその管理･運営方法などを評価･検討し、看護師特定行為研修の教育課程の編成に外部の意見を取り入れる。 （自己点検・評価） 特定行為区分ごとの特定行為研修計画の立案、及び、ニーズに応じた実践的・専門的な運営を実施していく。そのため、看護師特定行為研修の教育課程の修了後、受講者にアンケートを実施し自己点検･評価を行う。看護師特定行為研修管理委員会において、自己点検･評価内容を検討し外部の意見を反映させる。
㉔社会人が受講しやすい工夫：	e-learning受講、集中演習･OSCE、オンラインによる演習･OSCE、本学での実習も可能
㉕ホームページ：	（ＵＲＬ）https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/regional/center.html

事務担当者名：	細田　誠	所属部署：	地域共生協創センター
連絡先：	（電話番号） （E-mail）	0282-87-2508 ccc@dokkyomed.ac.jp	

＊パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。
＊様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ（文部科学省使用）」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。